

5 G サービス 契 約 約 款 の 一 部 改 正

[ 改 正 ]	[ 現 行 ]
<p>第1章～第12章（略）</p> <p>第13章 その他のサービス</p> <p>第85条～第87条（略）</p> <p>（回収代行の承諾等）</p> <p>第88条 5 G 契約者は、有料情報サービス（5 G サービスを利用して有料で情報等の提供を受けることができるサービスをいいます。以下同じとします。）を利用したときのその有料情報サービスの料金（有料情報サービスの利用の際に通知される料金をいい、その契約者回線の5 G 契約者以外の者が利用したものを含みます。以下同じとします。）について、その有料情報等を提供する者（以下「情報提供者」といいます。）が、当社によるその料金の回収代行について当社の承諾を得ているときは、当社がその情報提供者の代理人としてその料金を回収することを承諾していただきます。</p> <p>2～4（略）</p> <p><u>5 第1項及び第2項の規定によるほか、5 G 契約者（一般契約に係る区分のうち、コースBを選択している者に限ります。）は、当社が定める特典等提供サービスの申込み手続きに関する料金について、当社がその5 G 契約者に代わってその料金をその特典等提供サービスを提供する者に立替払いすることを承諾していただきます。</u></p> <p><u>6 当社は、第1項の規定により回収する若しくは第2項の規定により立替払いする有料情報サービスの料金又は前項の規定により立替払いする特典等提供サービスの申込み手続きに関する料金については、その有料情報サービスの利用若しくは登録があった契約者回線又はその特典等提供サービスの申込みに係る5 G 契約の5 G 契約者に、5 G の料金と合わせて請求します。この場合において、有料情報サービスの料金は料金月ごとに集計し、請求します。</u></p> <p>7（略）</p> <p><u>8 第1項、第2項又は第5項の場合において、請求する有料情報サービスの料金及び特典等提供サービスの申込み手続きに関する料金は、当社の機器により計算します。</u></p> <p><u>9 当社は、有料情報サービス又は特典等提供サービスで提供される情報等の内容、その他当社の責めによらない理由による損害については、責任を負いません。</u></p> <p>（注）（略）</p> <p>第89条～第94条（略）</p> <p>料金表（略）</p> <p>別表1～別表7（略）</p> <p>附 則（令和8年6月11日経企 000600005752-01号） （実施期日）</p> <p>1 この改正規定は令和8年6月25日から実施します。 （経過措置）</p> <p>2 この改正規定実施前に、支払い又は支払わなければならなかった5 G サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。</p>	<p>第1章～第12章（略）</p> <p>第13章 その他のサービス</p> <p>第85条～第87条（略）</p> <p>（回収代行の承諾等）</p> <p>第88条 5 G 契約者は、有料情報サービス（5 G サービスを利用して有料で情報等の提供を受けることができるサービスをいいます。以下同じとします。）を利用したときのその有料情報サービスの料金（有料情報サービスの利用の際に通知される料金をいい、その契約者回線の5 G 契約者以外の者が利用したものを含みます。以下同じとします。）について、その有料情報等を提供する者（以下「情報提供者」といいます。）が、当社によるその料金の回収代行について当社の承諾を得ているときは、当社がその情報提供者の代理人としてその料金を回収することを承諾していただきます。</p> <p>2～4（略）</p> <p>5 当社は、第1項の規定により回収する又は第2項の規定により立替払いする有料情報サービスの料金については、その有料情報サービスの利用又は登録があった契約者回線の5 G 契約者に、5 G の料金と合わせて請求します。この場合において、有料情報サービスの料金は料金月ごとに集計し、請求します。</p> <p>6（略）</p> <p>7 第1項又は第2項の場合において、請求する有料情報サービスの料金は、当社の機器により計算します。</p> <p>8 当社は、有料情報サービスで提供される情報等の内容、その他当社の責めによらない理由による損害については、責任を負いません。</p> <p>（注）（略）</p> <p>第89条～第94条（略）</p> <p>料金表（略）</p> <p>別表1～別表7（略）</p>